

栃木市自治基本条例の
見直しに関する提言

平成 28 年 12 月 20 日

栃木市市民会議

はじめに

栃木市自治基本条例は、市民を中心としたまちづくりや市政運営を行うことを目指し、その実現のために市の自治の最高規範として、平成24年6月1日に制定された。同条例は「施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の規定を検証し、見直し等必要な措置を講じなければならない」と定めており、その検証・見直しに当たっては、栃木市市民会議が行うこととされている。

栃木市市民会議では、平成27年5月以降計11回の会議を開催し、社会情勢の変化に条文が適合しているか、また市が同条例の趣旨に沿った制度を整備し運用を行っているか、検証を進めてきた。

今回、検証の結果を踏まえ、ここに提言を取りまとめたものである。

目次

1 提言	
(1) 総括	… 1
(2) 改善に関する事項	… 2
(3) 施行状況に関する事項	… 2
2 その他	… 3

参考

・ 条文の検証状況	… 4
・ 栃木市自治基本条例の見直しに関する市民会議 開催状況	… 8
・ 栃木市市民会議委員名簿	… 10

1 提言

(1) 総括

栃木市市民会議は、栃木市自治基本条例第44条の規定に基づき、同条例の施行状況及び同条例の改善に関する事項を検証した。具体的には、各条文に沿って制度が整備されているかどうか、条例の趣旨に沿った市政運営がなされているかどうかについて、市の資料をもとに検証を行った。

改善に関する事項について、本条例の社会情勢の変化への対応状況を検証したところ、関連する法律の改正が見込まれることから、改正後においては改正法との整合を図る必要があるとの結論に至った。

また、施行状況に関する事項について、関連する条例等の整備状況や実施されている主な取組等を検証したところ、大部分の条項について、本条例の趣旨に沿った運用がなされていることが確認できたものの、一部に改善の必要性が見受けられた。

そうした事項に関し、本条例の趣旨が生かされるよう改善を要望するものである。

(2) 改善に関する事項

ア 青少年や子ども（第 12 条関係）

選挙権年齢等が「18歳以上」に引き下げられ、成年年齢も現行の20歳から18歳に引き下げる民法の改正案が国会に提出される見込である。

同法改正案が国会において可決成立した場合、満20歳未満の青少年や子どもの権利等について規定した本条例第12条の規定が、改正後の民法の規定と整合がとれなくなるため、改正後の民法の施行期日に合わせ、本条例第12条第1項及び第2項の規定を改正されたい。

(3) 施行状況に関する事項

ア 条例の周知（第2条関係）

市民を中心としたまちづくりや市政運営を行う「市民自治」の実現という条例の理念を、市の職員や指定管理者の職員等に理解してもらうため、研修等の取組をさらに進めていただきたい。

イ 危機管理（第39条関係）

防災無線及びコミュニティFMの整備の他、地域防災力を高めるため、総合防災訓練、地域防災訓練を行っているが、平成27年9月の関東・東北豪雨の被害を受けた経験を踏まえて、大規模な災害に対しても、被害を最小限に抑えられるよう対策を講じていただきたい。

また、自然災害だけではなく、人為的な原因による災害への対策、とりわけ情報セキュリティ対策なども、必要性が増していくものと思われることから、近年の自然環境の変化のみならず、社会の動向も踏まえながら、今後の危機管理体制の強化につなげていただきたい。

2 その他

第40条（公益通報）の検証の中で、条例では市職員に内部通報を義務付けているが、栃木市公益通報に関する事務処理要綱では努力義務としていることが判明した。本会議から市に対し、平成28年2月29日付で要綱見直しの検討について要請したところ、平成28年6月10日に要綱が改正され、内部通報に関する規定の整合が図られた。

参考

・ 条文の検証状況

	見出し	関連する制度
前文		—
第1条	(目的)	—
第2条	(この条例の位置付け)	—
第3条	(定義)	—
第4条	(自治の基本理念)	—
第5条	(人権尊重の原則)	○栃木市男女共同参画推進条例 ○栃木市人権施策推進プラン
第6条	(自然との共生の原則)	○栃木市環境基本条例 ○栃木市環境都市宣言 ○栃木市環境基本計画
第7条	(情報共有の原則)	○本条例第21条(情報共有)、第22条(情報公開)、第23条(個人情報保護)
第8条	(市民参加の原則)	○本条例第24条(参画)、第27条(審議会等)
第9条	(協働の原則)	○本条例第25条(協働)
第10条	(市民の権利)	○本条例第7条(情報共有の原則)、第8条(市民参加の原則)
第11条	(市民の責務)	○本条例第2条(この条例の位置づけ)、第5条(人権尊重の原則)、第6条(自然との共生の原則)、第8条(市民参加の原則)、第9条(協働の原則)
第12条	(青少年や子ども)	○栃木市子ども・子育て支援事業計画 ○栃木市教育基本計画 ○とちぎ高校生蔵部の取組み
第13条	(事業者の責務)	○本条例第6条(環境への配慮)
第14条	(地域自治)	○栃木市地域づくり推進条例
第15条	(交流)	○中央区大江戸まつり盆おどり大会への参加 ○北海道滝川市との交流

	見出し	関連する制度
第16条	(議会の権限と責務)	○栃木市議会基本条例 ○栃木市議会政治倫理条例 ○議会報告会資料
第17条	(議員の責務)	○栃木市議会基本条例 ○栃木市議会政治倫理条例 ○議会報告会資料
第18条	(市長)	○市長の就任の宣誓に関する要領
第19条	(行政委員会等)	○歌麿まつり(教育委員会と市長部局の連携) ○農業関係者と農業委員の意見交換会
第20条	(市職員)	○サイクリングイベントでの連携 ○栃木市職員研修体系 ○巴波川一斉清掃
第21条	(情報共有)	○広報紙の制作配布 ○ホームページでの情報提供 ○定例記者会見 ○プレスリリース ○市政年報 ○SNSの活用 ○栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン ○まちづくり懇談会ふれあいトーク ○市政メール箱、投書箱、手紙、FAX ○栃木市パブリックコメント手続条例
第22条	(情報公開)	○栃木市情報公開条例
第23条	(個人情報保護)	○栃木市個人情報保護条例
第24条	(参画)	○市政への意見・提言の方法 ○栃木市パブリックコメント手続条例
第25条	(協働)	○とちぎ市民活動推進センターの設置 ○市民活動推進事業「とちぎ夢フェアレ」 ○協働のまちづくりパートナー派遣事業
第26条	(住民投票)	○栃木市住民投票条例
第27条	(審議会等)	○栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン

	見出し	関連する制度
第 28 条	(意見募集)	○栃木市パブリックコメント手続条例
第 29 条	(市政運営の基本)	○広聴事業 ○栃木市行政手続条例 (審査基準の公開) ○行政改革大綱・財政自立支援計画 ○栃木市観光基本計画 ○渡良瀬遊水地ハートランドプラン ○栃木市環境都市宣言 ○新たな地域自治制度 ○栃木市橋梁長寿命化修繕計画
第 30 条	(総合計画)	○栃木市総合計画
第 31 条	(財政運営)	○予算編成の過程 (市HP)
第 32 条	(行政評価)	○行政評価制度 (市HP) ○基本施策評価表・単位施策評価表 ○行政評価年間スケジュール
第 33 条	(外部監査制度)	○栃木市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例
第 34 条	(行政組織)	○組織機構の見直し
第 35 条	(法務行政)	○栃木市職員研修体系 ○栃木市地域づくり推進条例
第 36 条	(行政手続)	○栃木市行政手続条例 ○許認可等の審査基準及び標準処理期間の公表
第 37 条	(職員施策)	○栃木市人材育成基本方針 ○定期人事異動 ○自己申告書 ○栃木市職員研修体系
第 38 条	(出資団体等)	○地方自治法第 199 条第 7 項に関わる財政援助団体等監査 ○行政改革大綱・財政自立計画取組事項一覧表 ○外郭団体の経営改善

	見出し	関連する制度
第 39 条	(危機管理)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線の整備 ○コミュニティFMの整備 ○防災情報ステーション ○栃木市地域防災計画 ○栃木市水防計画 ○総合防災訓練の実施、地域防災訓練の実施 ○自主防災組織補助制度
第 40 条	(公益通報)	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木市公益通報に関する事務処理要綱
第 41 条	(要望等への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ○市政に関する意見・提案等への回答書 ○市長へのアイデア直通便 ○栃木市職員研修体系
第 42 条	(広域連携)	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体間との災害相互応援協定の締結 ○下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会規約 ○とちぎ渡良瀬いちご・フルーツ街道 ○関東どまんなかサミット会議
第 43 条	(国際交流)	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木市国際交流協会
第 44 条	(市民会議)	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木市市民会議条例 ○市民会議開催一覧（市HP）
第 45 条	(条例の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木市市民会議の活動記録

・ 栃木市自治基本条例の見直しに関する市民会議

開催状況

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 27 年 5 月 13 日 | 第 4 回自治基本条例部会
・ 平成 27 年度の進め方について |
| 平成 27 年 7 月 22 日 | 第 5 回自治基本条例部会
・ 条例の検証作業について
(前文、第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条) |
| 平成 27 年 9 月 30 日 | 第 6 回自治基本条例部会
・ 条例の検証作業について
(第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、
第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 39 条、
第 40 条) |
| 平成 27 年 11 月 25 日 | 第 7 回自治基本条例部会
・ 条例の検証作業について
(第 8 条、第 9 条、第 14 条、第 24 条、第 25 条、
第 27 条) |
| 平成 28 年 2 月 10 日 | 第 10 回全体会
・ 自治基本条例部会中間報告について |

- 平成 28 年 5 月 11 日 第 8 回自治基本条例部会
- ・ 条例の検証作業について
(第 1 2 条、第 2 9 条、第 3 1 条、第 3 8 条、
第 4 4 条、第 4 5 条)
- 平成 28 年 7 月 1 日 第 9 回自治基本条例部会
- ・ 条例の検証作業について
(第 1 9 条、第 2 0 条、第 3 4 条、第 3 5 条、
第 3 6 条、第 3 7 条、第 4 1 条)
 - ・ 提言書案の中間とりまとめについて
- 平成 28 年 7 月 27 日 第 1 2 回全体会
- ・ 提言書案の中間とりまとめについて
- 平成 28 年 9 月 28 日 第 1 0 回自治基本条例部会
- ・ 条例の検証作業について
(第 4 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 3 条、
第 1 5 条、第 3 0 条、第 3 2 条、第 3 3 条、
第 4 2 条、第 4 3 条)
 - ・ 提言書案の中間とりまとめに関する意見について
- 平成 28 年 11 月 30 日 第 1 1 回自治基本条例部会
- ・ 栃木市自治基本条例の見直しに関する提言（素案）
について
- 平成 28 年 12 月 20 日 第 1 4 回全体会
- ・ 栃木市自治基本条例の見直しに関する提言（案）
について

・ 栃木市市民会議委員名簿

会 長	三橋 伸夫	(宇都宮大学)
副会長	山田 昇	(佐野短期大学)
副会長	関谷 啓三	(環境カウンセラー)
総合計画部会長	中村 祐司	(宇都宮大学)
自治基本条例部会長	児玉 博昭	(白鷗大学)
	青柳 恵美子	(公募委員)
	牛山 進	(公募委員)
	大塚 利雄	(公募委員)
	甲斐 典子	(公募委員)
	小瀧 友吉	(公募委員)
	関口 昌英	(公募委員)
	麦倉 信二	(公募委員)
	田村 欣也	(公募委員)
	阿部 淳子	(公募委員)
	栗原 功	(公募委員)
	橋本 晴美	(公募委員)
	星 光男	(公募委員)
	上岡 節子	(公募委員)
	村上 尚司	(公募委員)
	山士家 康雄	(公募委員)
	川上 幸男	(公募委員)
	森田 操	(公募委員)
	佐藤 俊六	(公募委員)
	大竹 茂	(公募委員)
	川島 卓郎	(栃木市自治会連合会)
	鬼塚 修	(栃木中央地域会議)
	柏崎 桂二	(栃木東部地域会議)

白倉 由美子	(栃木西部地域会議)
富山 勝也	(大平地域会議)
田中 廣	(藤岡地域会議)
山田 加代子	(都賀地域会議)
青木 利男	(西方地域会議)
齋藤 栄吉	(岩舟地域会議)
佐山 雄軌	(栃木青年会議所)
石崎 常男	(栃木市消防団)
関口 輝雄	(部落解放同盟 栃木市協議会)
石崎 光夫	(部落解放愛する会 栃木市協議会)
前田 正子	(栃木市女性団体連絡会)
小林 一成	(栃木市社会福祉協議会)
中田 亞雄	(とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会)
日向野 文代	(栃木市民生委員児童委員協議会連合会)
岸 英司	(栃木商工会議所)
植竹 豊	(大平町商工会)
片柳 忠志	(藤岡町商工会)
小倉 廣美知	(都賀町商工会)
山岸 弘幸	(西方商工会)
川原井 正敏	(岩舟町商工会)
佐藤 隆	(栃木市地区観光協会連絡協議会)
五月女 貞作	(下野農業協同組合)
二宮 幸子	(栃木市農業士会)
仲澤 季也	(栃木市 PTA 連合会)
猿山 美代子	(栃木市体育協会)
田中 暁亭	(栃木市文化活動協議会)
早乙女 洋	(栃木市総合政策部長)
赤羽根 則男	(栃木市総務部長)